

(写)

長門市告示第5号

令和7年3月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月4日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和7年2月14日 午前9時30分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第1号 令和6年度長門市一般会計補正予算（第12号）

第2号 令和6年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

第3号 令和6年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第3号）

第4号 令和6年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

第5号 令和6年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

第6号 令和6年度長門市水道事業会計補正予算（第3号）

第7号 令和6年度長門市下水道事業会計補正予算（第3号）

第8号 令和7年度長門市一般会計予算

第9号 令和7年度長門市国民健康保険事業特別会計予算

第10号 令和7年度長門市湯本温泉事業特別会計予算

第11号 令和7年度長門市介護保険事業特別会計予算

第12号 令和7年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算

第13号 令和7年度長門市水道事業会計予算

第14号 令和7年度長門市下水道事業会計予算

第15号 長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例

第16号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第17号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第18号 長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第19号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第20号 長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 第 21 号 長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 22 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 23 号 長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- 第 24 号 長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 25 号 長門市立学校条例の一部を改正する条例
- 第 26 号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第 27 号 長門市消防機関設置条例の一部を改正する条例
- 第 28 号 長門市草地条例を廃止する条例
- 第 29 号 市道路線の廃止について
- 第 30 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第 31 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 32 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 33 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 34 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 35 号 長門市教育委員会教育長の任命について
- 第 36 号 長門市教育委員会委員の任命について

令和 7 年 3 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 12 号）
- 第 2 号 令和 6 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 号 令和 6 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 号 令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 5 号 令和 6 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 号 令和 6 年度長門市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 号 令和 6 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 号 令和 7 年度長門市一般会計予算
- 第 9 号 令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和 7 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算
- 第 11 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計予算
- 第 12 号 令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 13 号 令和 7 年度長門市水道事業会計予算
- 第 14 号 令和 7 年度長門市下水道事業会計予算
- 第 15 号 長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例
- 第 16 号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 19 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 号 長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 21 号 長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 22 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 23 号 長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 24 号 長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第 25 号 長門市立学校条例の一部を改正する条例
- 第 26 号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第 27 号 長門市消防機関設置条例の一部を改正する条例
- 第 28 号 長門市草地条例を廃止する条例
- 第 29 号 市道路線の廃止について
- 第 30 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第 31 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 32 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 33 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 34 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 35 号 長門市教育委員会教育長の任命について
- 第 36 号 長門市教育委員会委員の任命について

議案第 15 号

長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例

(設置)

第 1 条 子どもたちの教育環境を将来にわたり保障するため、長門市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の今後のあり方及び適正規模・適正配置について調査審議することを目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、長門市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申するものとする。

- (1) 小中学校のあり方にかかる基本方針に関すること。
- (2) 前号の方針に基づく小中学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 未就学児又は小中学校の児童若しくは生徒の保護者を代表する者
- (3) 小中学校の教職員を代表する者
- (4) 自治会その他地域住民の組織を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から、諮問にかかる答申の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 長門市報酬及び費用弁償条例（平成17年長門市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表上下水道事業審議会委員の項の次に次のように加える。

長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員	日額 5,000 円
------------------------	------------

議案第 16 号

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長門市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
機 関	事 務	特 定 個 人 情 報	機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
1 市 長	乳幼児 及び子 どもに 対する 医療費 の助成 に關す る事務 であつ て規則 で定め るもの	(略)	1 市 長	乳幼児 及び子 どもに 対する 医療費 の助成 に關す る事務 であつ て規則 で定め るもの	(略)
		児童手当法（昭和 46 年 法律第 73 号）による児 童手当又は子ども・子育 て支援法等の一部を改正 する法律（令和 6 年法律 第 47 号）附則第 13 条 第 1 項の規定によりなお 従前の例によることとさ れた同法第 12 条の規定 による改正前の児童手当 法附則第 2 条第 1 項の給 付の支給に關する情報 （以下「児童手当關係情 報」という。）であつて 規則で定めるもの			児童手当法（昭和 46 年 法律第 73 号）による児 童手当又は特例給付の支 給に關する情報（以下 「児童手当關係情報」と いう。）であつて規則で 定めるもの
		(略)			(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表(第 2 条、第 5 条関係) 非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額			別表(第 2 条、第 5 条関係) 非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
(略)			(略)		
(略)		一般職の職務にある者の旅費相当額	(略)		一般職の職務にある者の旅費相当額
障害支援区分認定審査会委員	(略)		障害支援区分認定審査会委員	(略)	
障害者自立支援協議会委員	日額 5,000 円		(新設)		
(略)			(略)		
保育園嘱託医	1 園につき、 年額 193,000 円 に、園児 1 人につき 200 円を加えた額		保育園嘱託医	施設人員 100 人未満 年額 69,000 円 施設人員 100 人以上 年額 82,000 円	
保育園歯科医	1 園につき、 年額 193,000 円 に、園児 1 人につき 200 円を加えた額		保育園歯科医	施設人員 100 人未満 年額 69,000 円 施設人員 100 人以上 年額 82,000 円	
(略)			(略)		
交流プラザ運営協議会委員	日額 5,000 円		公民館運営審議会委員	日額 5,000 円	
(削る)			三隅農業者ト	日額 5,000	

		レーニングセ ンター運営協 議会委員	円
(削る)		日置農村環境 改善センター 運営委員会委 員	日額 <u>5,000</u> 円
(略)		(略)	
幼稚園嘱託医	1 園につき、 年額 <u>193,000 円</u> に、園児 1 人 につき <u>200</u> 円を加えた額	幼稚園嘱託医	年額 <u>69,000 円</u>
幼稚園歯科医	1 園につき、 年額 <u>193,000 円</u> に、園児 1 人 につき <u>200</u> 円を加えた額	幼稚園歯科医	年額 <u>69,000 円</u>
幼稚園薬剤師	1 園につき、 年額 <u>93,500</u> 円	幼稚園薬剤師	年額 <u>69,000 円</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 長門市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (扶養手当) 第 9 条 (略) 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (削る) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円とする。 4 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 _____ にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて	本則 (扶養手当) 第 9 条 (略) 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 3 扶養手当の額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間<u>(以下「特定期間」という。)</u>にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて

得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 10 条 削除

得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 第 2 項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、規則で定める。

第 10 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない場合においてその職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(住居手当)
第 10 条の 5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第 10 条の 7 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第 10 条の 6 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、期間で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)
第 10 条の 5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第 10 条の 7 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第 10 条の 6 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、期間で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の

額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額

、
第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第 1 号、次項及び第 5 項において「新幹線鉄道等」という。）でその

額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。)が 5 万 5,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、5 万 5,000 円に支給単位期間の月額を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 5 万 5,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額(1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 5 万 5,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

(新設)

利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第 5 項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）、第 2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額が 15 万円を超える職員の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間の

(新設)

(新設)

うち最も長い支給単位期間につき、
15 万円に当該支給単位期間の月数を
乗じて得た額とする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(単身赴任手当)

第 10 条の 7 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員
となったことに伴い、住居を移転
し、父母の疾病その他の規則で定め
るやむを得ない事情により、同居し
ていた配偶者と別居することとなつ
た職員で、当該適用の直前の住居か
ら当該適用の直後に在勤する公署に
通勤することが通勤距離等を考慮し
て規則で定める基準に照らして困難
であると認められるもののうち、単
身で生活することを常況とする職員

その他第 1 項の規定
による単身赴任手当を支給される職
員との権衡上必要があると認められ
るものとして規則で定める職員に
は、前 2 項の規定に準じて、単身赴
任手当を支給する。

4 (略)

(管理職手当)

第 18 条 (略)

2 管理職手当の月額、職務の級に
おける最高の号給の給料月額 100
分の 25 を超えない範囲内において
規則で定める額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第 18 条の 2 前条に規定する職にある
職員が臨時又は緊急の必要その他の
公務の運営の必要により週休日又は
祝日法に規定する休日等若しくは年
末年始の休日等（次項において「週
休日等」という。）に勤務をした
場合は、当該職員には、管理職員特
別勤務手当を支給する。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(単身赴任手当)

第 10 条の 7 (略)

2 (略)

3 給料表の適用を受けない職員、国
家公務員又は他の地方公共団体の公
務員であった者から引き続き給料表
の適用を受ける職員となり、これに
伴い、住居を移転し、父母の疾病そ
の他の規則で定めるやむを得ない事
情により、同居していた配偶者と別
居することとなつた職員で、当該適
用の直前の住居から当該適用の直後
に在勤する公署に通勤することが通
勤距離等を考慮して規則で定める基
準に照らして困難であると認められ
るもののうち、単身で生活すること
を常況とする職員(任用の事情等を考
慮して規則で定める職員に限る。)そ
の他第 1 項の規定による単身赴任手
当を支給される職員との権衡上必要
があると認められるものとして規則
で定める職員には、前 2 項の規定に
準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職手当)

第 18 条 (略)

2 管理職手当の月額、職務の級に
おける最高の号給の給料月額 100
分の 10 を超えない範囲内において
規則で定める額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第 18 条の 2 前条に規定する職にある
職員が臨時又は緊急の必要その他の
公務の運営の必要により週休日又は
祝日法に規定する休日等若しくは年
末年始の休日等（次項において「週
休日等」という。）に勤務した場
合は、当該職員には、管理職員特別
勤務手当を支給する。

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200

38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		

76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			

	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

(長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年長門市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
附 則(令和4年12月23日条例第24号) (長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1	附 則(令和4年12月23日条例第24号) (長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1

項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。	項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年長門市条例 190 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第 5 条 第 2 条第 3 項の手当のうち、扶養手当_____及び退職手当については、法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には、支給しない。	本則 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第 5 条 第 2 条第 3 項の手当のうち、扶養手当、<u>住居手当</u>及び退職手当については、法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には、支給しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 4 条 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 30 年長門市条例 第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （給与に関する特例） 第 7 条 （略） 2・3 （略） （削る） <u>4 第 2 項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額</u>の決定	本則 （給与に関する特例） 第 7 条 （略） 2・3 （略） <u>4 任命権者は、特定任期付職員について、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>5 第 2 項の規定による号給の決定、第 3 項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職</u>

_____は、予算の範囲内で行わなければならない。 (長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等) 第 8 条 長門市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 50 号。以下この条において「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条_____、第 10 条の 5、第 18 条及び第 18 条の 2 の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項の規定の適用については_____ _____ _____ _____、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」とする。 3 (略)	<u>員業績手当の支給</u>は、予算の範囲内で行わなければならない。 (長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等) 第 8 条 長門市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 50 号。以下この条において「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条から第 10 条まで、第 10 条の 5、第 18 条、<u>第 18 条の 2 及び第 21 条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、<u>給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 30 年長門市条例第 4 号）第 7 条第 4 項の規定による特定任期付職員業績手当」と</u>、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」とする。 3 (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(号給の切替え)
- 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において長門市一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の長門市一般職の職員の給与に関する条例第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表(附則第2項関係)

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5

22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45

62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				

104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第 19 号

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表(第 2 条関係)			別表(第 2 条関係)		
手当 の種 類	手当を受ける者の 範囲	手当の額	手当 の種 類	手当を受ける者の 範囲	手当の額
(略)			(略)		
消防 業務 従事 手当	(略)		消防 業務 従事 手当	(略)	
	(3) (略)			(3) (略)	
	(4) 緊急消防援助 隊として災害が発 生した市町村に出 動し、消防の応援 等に従事した職員	1 日に 2,160 つき 円		(新設)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

長門市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年長門市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
(削る)	<u>目次</u> <u>第 1 章 総則(第 1 条－第 15 条)</u> <u>第 2 章 旅費額(第 16 条－第 28 条)</u> <u>第 3 章 雑則(第 29 条・第 30 条)</u> <u>附則</u>
本則	本則
(削る)	<u>第 1 章 総則</u>
(用語の定義)	(用語の定義)
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 出張 職員が公務のため一時その本務場所(常時勤務する本務場所のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。以下同じ。)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。	(2) 出張 職員が公務のため一時その本務場所_____ _____ _____を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
(3) (略)	(3) (略)
(4) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。	(4) 遺族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
(5) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主	(5) 扶養親族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で

として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 6 項において同じ。)を締結したものをいう。

2 (略)

(旅費の支給)

第 3 条 (略)

2～4 (略)

5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に次条第 3 項の規定による旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。)を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額を旅費として支給することができる。

6 第 1 項、第 2 項及び前 2 項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第 4 条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第 1 項若し

主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(新設)

2 (略)

(旅費の支給)

第 3 条 (略)

2～4 (略)

5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に次条第 3 項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

(新設)

(旅行命令等)

第 4 条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合に

くは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をし、これを通知する暇がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できる限り速やかに旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をしなければならない。

6 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者に前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする暇がない場合には、旅行命令に従わない旅行をした後、できる限り速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(削る)

は、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に記載し、これを提示する暇がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できる限り速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者に前項の規定による旅行命令等の条文の申請をする暇がない場合には、旅行命令に従わない旅行をした後、できる限り速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給す

(削る)	る。
(削る)	3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
(削る)	4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
(削る)	5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
(削る)	6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
(削る)	7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
(削る)	8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
(削る)	9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ定額により支給する。
(削る)	10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
(削る)	11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
(旅費の計算)	(旅費の計算)
第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第11条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行することができない場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。	第7条 旅費は、 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行することができない場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。
(削る)	第8条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるところにより行うものとする。 (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程 (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(削る)

(3) 陸路 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 166 条第 1 項の規定により解散した旧日本郵政公社の調べに係る郵便線路図に掲げる路程のうち各市町村(都については各特別区)内における郵便局で当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点として計算した路程。ただし、陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行についての陸路は、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点として計算した路程によることができる。

2 前項の規定により路程を計算することができない場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長(本市長を除く。)、その他当該路程の計算について信頼するにたる者の証明により路程を計算することができる。

第 9 条 旅費計算上の旅行日数は、第 3 項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては 400 キロメートル、水路旅行及び陸路旅行にあっては 200 キロメートルについて 1 日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に 1 日未満の端数を生じたときは、これを 1 日とする。

3 第 3 条第 2 項各号及び同条第 3 項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第 1 項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(削る)

第 10 条 私事のため在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者がその居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(削る)

(削る)

(研修等の旅費)

第 8 条 (略)

(旅費の請求手続)

第 9 条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 5 項において同じ。))を含む。以下、この条において同じ。)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 (略)

5 第 1 項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料

第 11 条 1 日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合は、額の多い方の定額による日当及び宿泊料を支給する。

第 12 条 旅行中における年度の経過のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(研修等の旅費)

第 13 条 (略)

(旅費の請求手続)

第 14 条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者

は、所定の請求書

に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費

の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2～4 (略)

(新設)

(新設)

の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

(職員以外の旅費)

第 10 条 (略)

(削る)

(鉄道賃)

第 11 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条 1 項に規定する軌道に類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(職員以外の旅費)

第 15 条 (略)

第 2 章 旅費額

第 16 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を 2 階級に区分する線路による旅行の場合には、1 等の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

ア 第 1 号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第 1 号及び第 2 号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第 3 号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行(山口県内を除く。)で片道 200 キロメートル以上のもの及び片道 70 キロメートル以上 200 キロメートル未満で普通急行列車の運行がないもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 70 キロメートル以上のもの

(3) 前 2 号に規定するもののほか、市長が特に新幹線の特別急行列車

3 (略)

(船賃)

第 12 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第 13 条 航空賃は、航空機（航空法（昭和 27 年法律 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

を運行する線路による旅行を必要と認めたもの

3 (略)

(船賃)

第 17 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。

(1) 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

2 前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第 18 条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第 14 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者が公務上必要と認め、旅行者が所有する自家用自動車を使用して旅行した場合は 1 キロメートルにつき 30 円を支給する。

3 前項の規定により旅行した場合の計算方法は、全路程を通算して計算し、1 キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第 15 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第 1 に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として旅行命令権者が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第 16 条 包括宿泊費は、移動及び宿

第 19 条 車賃の額は、別表第 1 の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第 12 条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第 20 条 日当の額は、別表第 1 の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、県内の旅行の場合は、日当を支給しない。

(宿泊料)

第 21 条 宿泊料の額は、別表第 1 の

泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 13 条から第 16 条までの規定による費用(以下「交通費」という。)及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 17 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第 2 に定める 1 夜当たりの定額とする。

(転居費)

第 18 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第 1 号の規定に算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例等の規定により他の種目として支給を受ける費用その他市費による支給が

定額による。ただし、特別職以外の職員が特別職と旅行を共にした場合における宿泊料の額は、特別職の額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第 22 条 食卓料の額は、別表第 1 の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第 23 条 移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第 2 の定額による額

(2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。

適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第23条の2 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第23条の3 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第23条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規

(在勤地内の旅行の旅費)
第 21 条 (略)
(削る)

(退職者等の旅費)
第 22 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第 1 号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。

(在勤地内の旅行の旅費)
第 24 条 (略)

(同一地域内の旅行の旅費)
第 25 条 在勤地以外の同一地域(第 2 条第 2 項に規定する地域の区分による同一地域をいう。)内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道 80 キロメートル、水路 40 キロメートル又は陸路 80 キロメートル以上の旅行の場合には、最下級の鉄道賃、船賃及び第 19 条の規定による定額の車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を必要とする場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の 2 分の 1 を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(退職者等の旅費)
第 26 条 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職等となった場合における第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から退職等の命令通達を受け、又はその原因となった事実の発

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項で規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(外国旅行の旅費)

第24条 (略)

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額に第14条第2項により計算した額を加えた額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相

生を知った日にいた地までの前職務相当の旅費とする。

(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在任地までの前職務相当の旅費

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族及びその順位は、職員の死亡当時職員と生計を一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第28条 (略)

(新設)

当する部分を除く。)に係る旅費の支給は、当該各種目について、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条及び第 20 条第 1 項並びに第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(削る)

(旅費の調整)

第 26 条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特殊の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しない。

2 (略)

(旅費の返納)

第 27 条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)第 2 条で規定する種類のうち、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除くもの又はこれらに相当する給与とする。

(委任)

第 28 条 (略)

第 3 章 雑則

(旅費の調整)

第 29 条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特殊の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しない。

2 (略)

(新設)

(委任)

第 30 条 (略)

別表第 1(第 15 条関係)

宿泊費基準額

区分		宿泊費基準額(一夜につき)
特別職の職務にある者		国家公務員等の旅費支給規程(昭和 25 年大蔵省令第 45 号。以下「旅費規程」という。)別表第 2 指定職職員等の宿泊費基準額
一般職の職務にある者	特別職随行的の場合	旅費規程別表第 2 指定職職員等の宿泊費基準額
	一般職のみの場合	旅費規程別表第 2 職務の級が十級以下の者の宿泊費基準額

別表第 2(第 17 条関係)

宿泊手当

区分旅費規程第 14 条に規定する額

別表第 1(第 19 条、第 20 条、第 21

条、第 22 条関係、第 23 条の 2)

旅費定額表

区分	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当 (1 日 につ き)	宿泊料 (一夜に つき)		食卓料 (一夜 につ き)
			甲 地 方	乙 地 方	
特別 職の 職務 にあ る者	30 円	3,000 円	14, 80 0 円	13, 30 0 円	3,000 円
一般 職の 職務 にあ る者	30 円	2,600 円	13, 10 0 円	12, 50 0 円	2,600 円

備考

- 1 東京都区内又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 に規定する指定都市に旅行した場合の日当の額は、当該地域に宿泊した日に限り、定額に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。
- 2 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)別表第 1 に定める甲地方をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第 2(第 23 条関係)

移転料

区分	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
	50 km 以上 未満	50 km 以上 100 km 未満	100 km 以上 300 km 未満	300 km 以上 500 km 未満	500 km 以上 1,000 km 未満	1,000 km 以上 2,000 km 未満	2,000 km 以上
	50 km 以上 未満	100 km 以上 100 km 未満	300 km 以上 300 km 未満	500 km 以上 500 km 未満	1,000 km 以上 1,000 km 未満	2,000 km 以上 2,000 km 未満	2,000 km 以上

		未 満	未 満	未 満	km 未 満	00 km 未 満	00 km 未 満	
特別職 の職務に ある者	<u>12</u> <u>6,000</u> 円	<u>14</u> <u>4,000</u> 円	<u>17</u> <u>8,000</u> 円	<u>22</u> <u>0,000</u> 円	<u>29</u> <u>2,000</u> 円	<u>30</u> <u>6,000</u> 円	<u>32</u> <u>8,000</u> 円	<u>38</u> <u>1,000</u> 円
一般職 の職務に ある者	<u>10</u> <u>7,000</u> 円	<u>12</u> <u>3,000</u> 円	<u>15</u> <u>2,000</u> 円	<u>18</u> <u>7,000</u> 円	<u>24</u> <u>8,000</u> 円	<u>26</u> <u>1,000</u> 円	<u>27</u> <u>9,000</u> 円	<u>32</u> <u>4,000</u> 円
備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条、第19条及び第20条の規定は令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の長門市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の長門市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する旅行命令権者が第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行については、な

お従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第 3 条第 5 項の規定は、同項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第 27 条の規定は、新条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

6 長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）の一部を次のように改める。

第 5 条第 3 項ただし書を削る。

（長門市実費弁償条例の一部改正）

7 長門市実費弁償条例（平成 17 年長門市条例第 46 号）の一部を次のように改める。

第 2 条ただし書を削る。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

議案第 21 号

長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

長門市職員退職手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （失業者の退職手当） 第 10 条 （略） 2～10 （略） 11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3）（略） （4）<u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6）（略） 12・13 （略） 14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、<u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>	本則 （失業者の退職手当） 第 10 条 （略） 2～10 （略） 11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3）（略） （4）<u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6）（略） 12・13 （略） 14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>

(削る)	(1) <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u>
(削る)	(2) <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>
15～17 (略)	15～17 (略)
附 則	附 則
1～9 (略)	1～9 (略)
10 <u>令和 9 年 3 月 31 日</u>以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行	10 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行

うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。 11～18 （略） 附 則(令和 4 年 12 月 23 日条例第 24 号) 1 （略） （長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例に伴う経過措置） 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法<u>附則第 9 条第 2 項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法<u>附則第 9 条第 2 項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の 長門市職員退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法<u>附則第 9 条第 2 項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法<u>附則第 9 条第 2 項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。	うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。 11～18 （略） 附 則(令和 4 年 12 月 23 日条例第 24 号) 1 （略） （長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例に伴う経過措置） 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法<u>附則第 9 条第 3 項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法<u>附則第 9 条第 3 項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の 長門市職員退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法<u>附則第 9 条第 3 項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法<u>附則第 9 条第 3 項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

長門市証明等手数料条例（平成 17 年長門市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表(第 2 条関係)			別表(第 2 条関係)		
(その 1)			(その 1)		
(表は省略)			(表は省略)		
(その 2)			(その 2)		
(表は省略)			(表は省略)		
(その 3)			(その 3)		
種 類	種 別	金 額	種 類	種 別	金 額
(略)			(略)		
開発登録簿の写しの交付手数料	(略)		開発登録簿の写しの交付手数料	(略)	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査申請手数料	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。この項において「法」という。）第 18 条の規定に基づく中間検査（法第 15 条第 2 項の規定により法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた工事又は法第 34 条第 2 項の規定により法第 31 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた工事に係るもの（国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事に係るものを除く。）に限る。）</u>		(新設)		

中間検査を行う部分の	1 件
盛土又は切土をする面	につ
積が 3,000 平方メート	き
ル以上 10,000 平方メ	5,200
ートル未満のもの	円

(その 4)

種類	名称	区分	単位	金額
建築物等の確認に関する事務	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する確認申請又は計画通知（以下「確認申請等」という。）手数料	建築物	床面積の合計が 30 m ² 以下のもの 1 件につき	10,000 円
			床面積の合計が 30 m ² を超え 100 m ² 以下のもの 1 件につき	14,000 円
			床面積の合計が 100 m ² を超え 200 m ² 以下のもの 1 件につき	22,000 円
			床面積の	29,000 円

--	--

(その 4)

種類	名称	区分	単位	金額
建築物等の確認に関する事務	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する確認申請又は計画通知（以下「確認申請等」という。）手数料	建築物	床面積の合計が 30 m ² 以下のもの 1 件につき	5,000 円
			床面積の合計が 30 m ² を超え 100 m ² 以下のもの 1 件につき	9,000 円
			床面積の合計が 100 m ² を超え 200 m ² 以下のもの 1 件につき	14,000 円
			床面積の	19,000 円

			合計 が <u>20</u> <u>0 m²</u> を超 え <u>30</u> <u>0 m²</u> 以下 の もの 1 件 につ き				合計 が <u>20</u> <u>0 m²</u> を超 え <u>50</u> <u>0 m²</u> 以下 の もの 1 件 につ き	
			床面 積の 合計 が <u>30</u> <u>0 m²</u> を超 える もの 1 件 につ き	<u>59,000</u> 円			床面 積の 合計 が <u>50</u> <u>0 m²</u> を超 える もの 1 件 につ き	<u>34,000</u> 円
		工作物	1 件 につ き	<u>10,000</u> 円			工作物	1 件 につ き
				(確認 を受け た工作 物の計 画の変 更をし て工作 物を築 造する 場合に あって は、 <u>6,0</u> <u>00 円</u>)				(確認 を受け た工作 物の計 画の変 更をし て工作 物を築 造する 場合に あって は、 <u>4,0</u> <u>00 円</u>)
	備考 1 (略) 2 1 戸建ての住宅の建築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「法」という。）第 11 条第 1 項						備考 1 (略) (新設)	

	(1) 200 m²未満のもの 3,000 円 (2) 200 m²以上のもの 4,000 円 5 確認を受けた共同住宅等の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う共同住宅等の建築（特定建築行為であるものに限る。）であつて、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した額とする。 (1) 4戸以下のもの 15,000 円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 35,000 円 (3) 16戸以上のもの 43,000 円 6 (略) 7 (略)	(新設) 2 (略) 3 (略)
建築物の構造計算適合性判定に関する事務	(略) 備考 1・2(略) 3 確認申請等手数料の備考第7項の規定は、この項の手数料に準用する。	(略) 備考 1・2 (略) 3 確認申請等手数料の備考第3項の規定は、この項の手数料に準用する。

建築物等の完了検査に関する事務	法第7条第1項又は第18条第20項又は第23項の規定（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は完了の通知手数料	建築物（法第7条の3第1項に規定する特定工程（以下この項及び次項において「特定工程」という。）に係るものを除く。）	床面積の合計が30㎡以下のもの1件につき	<u>18,000</u> 円
			床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの1件につき	<u>26,000</u> 円
			床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの1件につき	<u>40,000</u> 円
			床面積の合計が200㎡を超え300㎡以下のもの	<u>41,000</u> 円
建築物等の完了検査に関する事務	法第7条第1項又は第18条第14項の規定（法第8条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は完了の通知手数料	建築物（法第7条の3第1項に規定する特定工程（以下この項及び次項において「特定工程」という。）に係るものを除く。）	床面積の合計が30㎡以下のもの1件につき	<u>10,000</u> 円
			床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの1件につき	<u>12,000</u> 円
			床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの1件につき	<u>16,000</u> 円
			床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下のもの	<u>22,000</u> 円

			1 件につき				1 件につき		
			床面積の合計が <u>300 m²</u> を超えるもの 1 件につき	<u>47,000</u> 円			床面積の合計が <u>500 m²</u> を超えるもの 1 件につき	<u>36,000</u> 円	
		建築物（特定工程に係るものに限る。）	床面積の合計が 30 m ² 以下のもの 1 件につき	<u>17,000</u> 円			床面積の合計が 30 m ² 以下のもの 1 件につき	<u>9,000</u> 円	
			床面積の合計が 30 m ² を超え 100 m ² 以下のもの 1 件につき	<u>24,000</u> 円			床面積の合計が 30 m ² を超え 100 m ² 以下のもの 1 件につき	<u>11,000</u> 円	
			床面積の合計が 100 m ² を超え 200 m ² 以下のもの	<u>37,000</u> 円			床面積の合計が 100 m ² を超え 200 m ² 以下のもの	<u>15,000</u> 円	

			1 件につき	
			床面積の合計が <u>200 m²</u> を超え <u>300 m²</u> 以下のものの 1 件につき	<u>38,000</u> 円
			床面積の合計が <u>300 m²</u> を超えるものの 1 件につき	<u>44,000</u> 円
		工作物	1 件につき	<u>9,000</u> 円
	備考 1(略) 2 確認申請等手数料の備考第 6 項及び第 7 項の規定は、この項の手数料に準用する。			
建築物等の中間検査に	法第 7 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 28 項又は第 32 項の規定（法第 8 条第 1 項におい	建築物	中間検査を行う部分の床面積の合計（以下この	<u>13,000</u> 円

			1 件につき	
			床面積の合計が <u>200 m²</u> を超え <u>500 m²</u> 以下のものの 1 件につき	<u>21,000</u> 円
			床面積の合計が <u>500 m²</u> を超えるものの 1 件につき	<u>35,000</u> 円
		工作物	1 件につき	<u>9,000</u> 円
	備考 1(略) 2 確認申請等手数料の備考第 2 項及び第 3 項の規定は、この項の手数料に準用する。			
建築物等の中間検査に	法第 7 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 17 項の規定（法第 88 条第 1 項において準用する場	建築物	中間検査を行う部分の床面積の合計（以下この	<u>9,000</u> 円

			<u>300</u> <u>m²</u> 以 下の もの 1 件 につ き	
			合計 床面 積が <u>300</u> <u>m²</u> を 超え るも の 1 件 につ き	<u>44,000</u> 円
		工作物	1 件 につ き	9,000 円
備考 確認申請等手数料の備考第 6 項及 び第 7 項の規定は、この項の手数 料に準用する。				
建 築 物 等 の 仮 使 用 に 係 る 認 定 に 関 す る 事 務	建築物等 仮使用認 定申請手 数料	法第 7 条 の 6 第 1 項第 1 号 の規定に よる仮使 用の認定	1 件 につ き	<u>120,000</u> 円
	仮設建築 物建築許 可申請手 数料	法第 85 条第 6 項 の規定に よる仮設	延べ 面積 が 10 0 m ²	<u>18,000</u> 円

			<u>500</u> <u>m²</u> 以 下の もの 1 件 につ き	
			合計 床面 積が <u>500</u> <u>m²</u> を 超え るも の 1 件 につ き	<u>33,000</u> 円
		工作物	1 件 につ き	9,000 円
備考 確認申請等手数料の備考第 2 項及 び第 3 項の規定は、この項の手数 料に準用する。				
(新設)				
建 築 物 等	仮設建築 物建築許 可申請手 数料	法第 85 条第 6 項 の規定に よる仮設	延べ 面積 が 10 0 m ²	<u>16,000</u> 円

の許可に関する事務		建築物の建築の許可	以下のものの1件につき		の許可に関する事務		建築物の建築の許可	以下のものの1件につき	
			延べ面積が100㎡を超え500㎡以下のものの1件につき	<u>62,000</u> 円				延べ面積が100㎡を超え500㎡以下のものの1件につき	<u>60,000</u> 円
			延べ面積が500㎡を超えるものの1件につき	<u>123,000</u> 円				延べ面積が500㎡を超えるものの1件につき	<u>120,000</u> 円
		建築物用途変更使用許可申請手数料	法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して使用することの許可	延べ面積が100㎡以下のものの1件につき			法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して使用することの許可	延べ面積が100㎡以下のものの1件につき	
				<u>18,000</u> 円					<u>16,000</u> 円
				延べ面積が100㎡を超え500㎡以下のもの				延べ面積が100㎡を超え500㎡以下のもの	<u>60,000</u> 円

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		円を乗じて得た額を <u>81,000</u> 円に加算した額)						円を乗じて得た額を <u>78,000</u> 円に加算した額)
法第 86 条の 5 第 1 項の規定による複数建築物の認定の取消し	1 件につき	現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を <u>8,600 円</u> に加算した額		法第 86 条の 5 第 1 項の規定による複数建築物の認定の取消し	1 件につき	現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を <u>6,400 円</u> に加算した額		
法第 86 条の 6 第 2 項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	1 件につき	<u>29,000</u> 円		法第 86 条の 6 第 2 項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	1 件につき	<u>27,000</u> 円		
法第 86 条の 8 第 1 項の規定による 2 以上の工事の全	1 件につき	<u>29,000</u> 円		法第 86 条の 8 第 1 項の規定による 2 以上の工事の全	1 件につき	<u>27,000</u> 円		

		体計画の認定		
		法第 86 条の 8 第 3 項の規定による全体計画の変更認定	1 件につき	<u>29,000</u> 円
		法第 87 条の 2 第 1 項の規定による 2 以上の工事の全体計画の認定	1 件につき	<u>29,000</u> 円
		(略)		
低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1)1 戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。)第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下「誘導仕様基準」という。)による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 20 0 m ² 未満のもの 1 件につき 床面積の合計が 20 0 m ² 以上のもの 1 件につき	<u>22,000</u> 円 <u>26,000</u> 円

		体計画の認定		
		法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更認定	1件につき	27,000円
		(新設)		
		(略)		
低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務	低炭素建築物新築等計画申請手数料	(1)1戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下「誘導仕様基準」という。)による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき	20,000円
			床面積の合計が200㎡以上のもの1件につき	24,000円

(2) 1 戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)	床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき	<u>42,000</u> 円
	床面積の合計が200㎡以上のもの1件につき	<u>49,000</u> 円
(3)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	申請に係る戸数が1戸のもの1件につき	<u>26,000</u> 円
	申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの1件につき	<u>59,000</u> 円
	申請に係る戸	<u>68,000</u> 円

(2) 1 戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)	床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき	<u>39,000</u> 円
	床面積の合計が200㎡以上のもの1件につき	<u>47,000</u> 円
(3)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	申請に係る戸数が1戸のもの1件につき	<u>24,000</u> 円
	申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの1件につき	<u>56,000</u> 円
	申請に係る戸	<u>66,000</u> 円

			数が 6 戸 以上 10 戸 以下の もの 1 件 につき				数が 6 戸 以上 10 戸 以下の もの 1 件 につき			
			申請 に係 る戸 数が 11 戸 以上 25 戸 以下の もの 1 件 につき	<u>91,000</u> 円			申請 に係 る戸 数が 11 戸 以上 25 戸 以下の もの 1 件 につき	<u>89,000</u> 円		
			申請 に係 る戸 数が 26 戸 以上の もの 1 件 につき	<u>129,000</u> 円			申請 に係 る戸 数が 26 戸 以上の もの 1 件 につき	<u>126,000</u> 円		
		(4)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分（誘導 仕様基準 による認 定に係る ものを除 く。）	申請 に係 る戸 数が 1 戸 のもの 1 件 につき	<u>49,000</u> 円			申請 に係 る戸 数が 1 戸 のもの 1 件 につき	<u>47,000</u> 円		
			申請 に係 る戸 数が 2 戸	<u>129,000</u> 円			申請 に係 る戸 数が 2 戸	<u>127,000</u> 円		

		以上 5 戸 以下の もの 1 件 につき				以上 5 戸 以下の もの 1 件 につき			
		申請 に係 る戸 数が 6 戸 以上 10 戸 以下の もの 1 件 につき	144,000 円			申請 に係 る戸 数が 6 戸 以上 10 戸 以下の もの 1 件 につき	142,000 円		
		申請 に係 る戸 数が 11 戸 以上 25 戸 以下の もの 1 件 につき	189,000 円			申請 に係 る戸 数が 11 戸 以上 25 戸 以下の もの 1 件 につき	187,000 円		
		申請 に係 る戸 数が 26 戸 以上の もの 1 件 につき	259,000 円			申請 に係 る戸 数が 26 戸 以上の もの 1 件 につき	257,000 円		
	(5)非住 宅建築物 又は複合 建築物に	床面 積の 合計 が 30	117,000 円			(5)非住 宅建築物	115,000 円		

係る非住宅部分 （「非住宅建築物」という。）のうち工場等の用に供する部分	0 m ² 未満のもの 1 件につき	
	床面積の合計が 30 0 m ² 以上のもの 1 件につき	152,000 円
(6)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分	床面積の合計が 30 0 m ² 未満のもの 1 件につき	255,000 円
	床面積の合計が 30 0 m ² 以上のもの 1 件につき	328,000 円
備考 1～7（略） 8 （5）に係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項		

	0 m ² 未満のもの 1 件につき	
	床面積の合計が 30 0 m ² 以上のもの 1 件につき	150,000 円
(6)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分	床面積の合計が 30 0 m ² 未満のもの 1 件につき	253,000 円
	床面積の合計が 30 0 m ² 以上のもの 1 件につき	326,000 円
備考 1～7（略） 8 （5）に係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 5 3 号。建築物エネルギー消費性能向上計画等の認		

		及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。			定に関する事務の項において「法」という。) 第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。		
		ア 300 ㎡未満のもの 105,000 円 イ 300 ㎡以上のもの 134,000 円 9～13 (略)			ア 300 ㎡未満のもの 105,000 円 イ 300 ㎡以上のもの 134,000 円 9～13 (略)		
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1)1 戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 200 ㎡未満のもの 1 件につき	<u>13,000</u> 円	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1)1 戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 200 ㎡未満のもの 1 件につき	<u>10,000</u> 円
		床面積の合計が 200 ㎡以上のもの 1 件につき	<u>14,000</u> 円			床面積の合計が 200 ㎡以上のもの 1 件につき	<u>12,000</u> 円
	(2) 1 戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 20	<u>23,000</u> 円		(2) 1 戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 20	<u>21,000</u> 円

			準による認定に係るものを除く。)	0 m ² 未満のもの1件につき				準による認定に係るものを除く。)	0 m ² 未満のもの1件につき			
				床面積の合計が200 m ² 以上のもの1件につき	<u>26,000</u> 円				床面積の合計が200 m ² 以上のもの1件につき	<u>24,000</u> 円		
			(3)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	変更に係る戸数が1戸のもの1件につき	<u>14,000</u> 円			(3)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	変更に係る戸数が1戸のもの1件につき	<u>12,000</u> 円		
				変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの1件につき	<u>31,000</u> 円				変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの1件につき	<u>28,000</u> 円		
				変更に係る戸数が6戸以上	<u>35,000</u> 円				変更に係る戸数が6戸以上	<u>33,000</u> 円		

			10 戸 以下 の もの 1 件 につ き				10 戸 以下 の もの 1 件 につ き		
			変更 に係 る戸 数が 11 戸 以上 25 戸 以下 の もの 1 件 につ き	<u>47,000</u> 円			変更 に係 る戸 数が 11 戸 以上 25 戸 以下 の もの 1 件 につ き	<u>45,000</u> 円	
			変更 に係 る戸 数が 26 戸 以上 の もの 1 件 につ き	<u>66,000</u> 円			変更 に係 る戸 数が 26 戸 以上 の もの 1 件 につ き	<u>64,000</u> 円	
		(4) 共 同住宅等 又は複合 建築物に 係る住宅 部分(誘 導仕様基 準による 認定に係 るものを 除く。)	変更 に係 る戸 数が 1 戸 の もの 1 件 につ き	<u>26,000</u> 円			変更 に係 る戸 数が 1 戸 の もの 1 件 につ き	<u>24,000</u> 円	
			変更 に係 る戸 数が 2 戸 以上	<u>66,000</u> 円			変更 に係 る戸 数が 2 戸 以上	<u>64,000</u> 円	

		5 戸以下のもの1 件につき	
		変更に係る戸数が6 戸以上10 戸以下のもの1 件につき	<u>73,000</u> 円
		変更に係る戸数が11 戸以上25 戸以下のもの1 件につき	<u>96,000</u> 円
		変更に係る戸数が26 戸以上のもの1 件につき	<u>132,000</u> 円
(5)非住宅建築物等	床面積の合計のうち		<u>60,000</u> 円

		5 戸以下のもの1 件につき	
		変更に係る戸数が6 戸以上10 戸以下のもの1 件につき	<u>71,000</u> 円
		変更に係る戸数が11 戸以上25 戸以下のもの1 件につき	<u>94,000</u> 円
		変更に係る戸数が26 戸以上のもの1 件につき	<u>130,000</u> 円
(5)非住宅建築物又は複合	床面積の合計		<u>58,000</u> 円

		工場等の用に供する部分	が 300 m ² 未満のもの 1 件につき				
			床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	77,000 円			
		(6)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	129,000 円			
			床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	165,000 円			
		備考 (略)					
建築物エネ	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1)～(4) (略)					
		(5) 1 戸建ての住宅 (省令第 1 条第	床面積の合計が 20	39,000 円			

		建築物に係る非住宅部分 (以下「非住宅建築物等」という。)のうち工場等の用に供する部分	が 300 m ² 未満のもの 1 件につき				
			床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	75,000 円			
		(6)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	127,000 円			
			床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	163,000 円			
		備考 (略)					
建築物エネ	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1)～(4) (略)					
		(新設)					

ルギ一消費性能適合性判定等に関する事務	1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準(以下、この項において「計算基準」という。)	0 m ² 未満のもの1件につき		ルギ一消費性能適合性判定等に関する事務	
		床面積の合計が200 m ² 以上のもの1件につき	43,000円		
	(6)1戸建ての住宅(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準又は誘導仕様基準(以下、この項において「仕様基準等」という。)	床面積の合計が200 m ² 未満のもの1件につき	20,000円		(新設)
		床面積の合計が200 m ² 以上のもの1件につき	21,000円		
	(7)1戸建ての住宅(計算基準又は仕様基準等による判	床面積の合計が200 m ² 未満	29,000円		(新設)

	の 1 件 につ き			
(9) 共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分（仕様 基準等に よる判定 に係るも のに限 る。）	申請 に係 る戸 数が 4 戸 以下 のも の 1 件 につ き	56,000 円		(新設)
	申請 に係 る戸 数が 5 戸 以上 15 戸 以下 のも の 1 件 につ き	112,000 円		
	申請 に係 る戸 数が 16 戸 以上 のも の 1 件 につ き	166,00 0 円		
(10) 共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分（計算 基準又は 仕様基準	申請 に係 る戸 数が 4 戸 以下 のも の	92,000 円		(新設)

		1 件 につ き			
	(6)1 戸建 ての住宅 (仕様基 準等によ る判定に 係るもの に限 る。)	床面 積の 合計 が 20 0 m ² 未満 のも の 1 件 につ き	10,000 円		(新設)
		床面 積の 合計 が 20 0 m ² 以上 のも の 1 件 につ き	11,000 円		
	(7)1 戸建 ての住宅 (計算基 準又は仕 様基準等 による判 定に係る ものを除 く。)	床面 積の 合計 が 20 0 m ² 未満 のも の 1 件 につ き	15,000 円		(新設)
		床面 積の 合計 が 20 0 m ² 以上 のも の 1 件 につ き	16,000 円		

	(8)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	64,000円		(新設)
		申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき	134,000円		
		申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき	181,000円		
	(9)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限定する。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	28,000円		(新設)
			57,000円		

[illegible]

		申請に係る戸数が16戸以上のものにつき	132,000 円
軽微変更 該当証明 申請手数料	(1)～(4) (略)		
	(5)1戸建ての住宅 (計算基準による判定に係るものに限る。)	床面積の合計が200㎡未満のものにつき	20,000 円
		床面積の合計が200㎡以上のものにつき	22,000 円
	(6)1戸建ての住宅 (仕様基準等による判定に係るものに限る。)	床面積の合計が200㎡未満のものにつき	10,000 円
		床面積の	11,000 円
軽微変更 該当証明 申請手数料	(1)～(4) (略)		
	(新設)		
	(新設)		

[illegible]

[illegible]

は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じ(8)、(9)又は(10)に定める額を合算した額とする。 4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ(1)若しくは(2)に定める額、(3)若しくは(4)に定める額又は 2 の例により算定した額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ(8)、(9)若しくは(10)に定める額又は 3 の例により算定した額を合算した額とする。					(新設)				
建築物エネルギー消費性能向上計画等 建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)非住宅建築物等(省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 30 0 m ² 未満のもの 1 件につき	100,000 円	建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)非住宅建築物等(省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 30 0 m ² 未満のもの 1 件につき	98,000 円
			床面積の合計が 30 0 m ² 以上のもの 1 件につき	132,000 円					129,000 円
		(2)非住宅建築物等(モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)	床面積の合計が 30 0 m ² 未満のもの 1 件につき	176,000 円					173,000 円

		が 20 0 m ² 以上 のもの 1 件 につき					が 20 0 m ² 以上 のもの 1 件 につき				
		(5)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分であつ て、共用 部分の誘 導設計 1 次エネル ギー消費 量を算出 するもの (誘導仕 様基準に よる認定 に係るも のに限 る。)	申請 に係る戸 数が 4 戸 以下のも の 1 件 につき	164,000 円			(5)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分であつ て、共用 部分の誘 導設計 1 次エネル ギー消費 量を算出 するもの (誘導仕 様基準に よる認定 に係るも のに限 る。)	申請 に係る戸 数が 4 戸 以下のも の 1 件 につき	162,000 円		
			申請 に係る戸 数が 5 戸 以上 15 戸 以下のも の 1 件 につき	184,000 円				申請 に係る戸 数が 5 戸 以上 15 戸 以下のも の 1 件 につき	181,000 円		
			申請 に係る戸 数が 16 戸 以上のも の 1 件 につき	236,000 円				申請 に係る戸 数が 16 戸 以上のも の 1 件 につき	233,000 円		
		(6)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部	申請 に係る戸 数が 4 戸	240,000 円			(6)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部	申請 に係る戸 数が 4 戸	237,000 円		

分であつて、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)	以下のもの 1件につき	
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき	272,000 円
	申請に係る戸数が16戸以上のもの 1件につき	365,000 円
(7)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき	56,000 円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下	76,000 円

分であつて、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)	以下のものの1件につき	
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のものの1件につき	269,000 円
	申請に係る戸数が16戸以上のものの1件につき	363,000 円
(7)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	申請に係る戸数が4戸以下のものの1件につき	53,000 円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下の	73,000 円

		のもの 1件につき	
		申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき	128,000 円
	(8)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く)	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	131,000 円
		申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき	164,000 円
		申請に係る戸数が16戸以上のもの	257,000 円
		のもの 1件につき	
		申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき	125,000 円
	(8)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く)	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	129,000 円
		申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき	161,000 円
		申請に係る戸数が16戸以上のもの	255,000 円

		の 1 件 につ き	
備考 1・2 (略) 3 (1)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る <u>法第 30 条第 1 項各号</u> （ <u>法第 31 条第 2 項</u> において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 300 m ² 未満のもの 88,000 円 イ 300 m ² 以上のもの 113,000 円 4～11(略) 12 <u>法第 30 条第 2 項</u> の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。			
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	<u>53,000</u> 円
		床面積の合計が 300 m ²	<u>67,000</u> 円

		の 1 件 につ き	
備考 1・2 (略) 3 (1)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る <u>法第 35 条第 1 項各号</u> （ <u>法第 36 条第 2 項</u> において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 300 m ² 未満のもの 88,000 円 イ 300 m ² 以上のもの 113,000 円 4～11 (略) 12 <u>法第 35 条第 2 項</u> の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。			
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	<u>50,000</u> 円
		床面積の合計が 300 m ²	<u>65,000</u> 円

[illegible]

		1 件 につ き					1 件 につ き		
		(4)1 戸建 ての住宅 (誘導仕 様基準に よる認定 に係るも のを除 く。)	床面 積の 合計 が 20 0 m ² 未満 のも の 1 件 につ き	<u>23,000</u> 円			(4)1 戸建 ての住宅 (誘導仕 様基準に よる認定 に係るも のを除 く。)	床面 積の 合計 が 20 0 m ² 未満 のも の 1 件 につ き	<u>21,000</u> 円
			床面 積の 合計 が 20 0 m ² 以上 のも の 1 件 につ き	<u>25,000</u> 円				床面 積の 合計 が 20 0 m ² 以上 のも の 1 件 につ き	<u>23,000</u> 円
		(5)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分であつ て、共用 部分の誘 導設計 1 次エネル ギー消費 量を算出 するもの (誘導仕 様基準に よる認定 に係るも のに限 る。)	申請 に係 る戸 数が 4 戸 以下 のも の 1 件 につ き	<u>84,000</u> 円			(5)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分であつ て、共用 部分の誘 導設計 1 次エネル ギー消費 量を算出 するもの (誘導仕 様基準に よる認定 に係るも のに限 る。)	申請 に係 る戸 数が 4 戸 以下 のも の 1 件 につ き	<u>81,000</u> 円
			申請 に係 る戸 数が 5 戸 以上 15 戸 以下 のも の 1 件	<u>93,000</u> 円				申請 に係 る戸 数が 5 戸 以上 15 戸 以下 のも の 1 件	<u>91,000</u> 円

			につ き	
			申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも の 1件 につ き	120,000 円
		(6)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分であつ て、共用 部分の誘 導設計1 次エネル ギー消費 量を算出 するもの (誘導仕 様基準に よる認定 に係るも のを除 く。)	申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の 1件 につ き	122,000 円
			申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のも の 1件 につ き	138,000 円
			申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも の 1件 につ き	186,000 円
			につ き	
			申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも の 1件 につ き	118,000 円
		(6)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分であつ て、共用 部分の誘 導設計1 次エネル ギー消費 量を算出 するもの (誘導仕 様基準に よる認定 に係るも のを除 く。)	申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の 1件 につ き	119,000 円
			申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のも の 1件 につ き	135,000 円
			申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも の 1件 につ き	183,000 円

(7)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	<u>29,000</u> 円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき	<u>39,000</u> 円
	申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき	<u>66,000</u> 円
(8)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	<u>67,000</u> 円
	申請に係る戸数が5戸以上のもの1件につき	<u>83,000</u> 円

(7)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	<u>27,000</u> 円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき	<u>36,000</u> 円
	申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき	<u>63,000</u> 円
(8)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	<u>65,000</u> 円
	申請に係る戸数が5戸以上のもの1件につき	<u>81,000</u> 円

		の(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)	る戸数が5戸以上15戸以下のものの1件につき			の(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)	る戸数が5戸以上15戸以下のものの1件につき		
			申請に係る戸数が16戸以上のものの1件につき	131,000 円			申請に係る戸数が16戸以上のものの1件につき	129,000 円	
備考 1～12(略) 13 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。					備考 1～12(略) 13 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。				
(削る)					建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	(1)非住宅建築物(省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき	98,000 円	
							床面積の合計が30	129,000 円	

		0 m ² 以上 の の 1 件 につ き	
	(2)非住 宅建築物 (省令第 1 条第 1 項第 1 号 ロに定め る基準に よる認定 に係るも のを除 く。)	床面 積の 合計 が 30 0 m ² 未満 の の 1 件 につ き	173,000 円
		床面 積の 合計 が 30 0 m ² 以上 の の 1 件 につ き	234,000 円
	(3)1 戸建 ての住宅 (省令第 1 条第 1 項第 2 号 イ(2)及 び同号ロ (2) に 定める基 準による 認定に係 るものに 限る。)	床面 積の 合計 が 20 0 m ² 未満 の の 1 件 につ き	21,000 円
		床面 積の 合計 が 20 0 m ² 以上 の の	22,000 円

		の 1 件 につ き	
	(4)1 戸建 ての住宅 (省令第 1 条第 1 項第 2 号 イ(2)及 び同号ロ (2)に定 める基準 による認 定に係る ものを除 く。)	床面 積の 合計 が 20 0 m ² 未満 のも の 1 件 につ き	39,000 円
		床面 積の 合計 が 20 0 m ² 以上 のも の 1 件 につ き	43,000 円
	(5)共同 住宅等で あって、 共用部分 の設計 1 次エネル ギー消費 量を算出 するもの (省令第 1 条第 1 項第 2 号 イ(2)及 び同号ロ (2)に定 める基準 による認 定に係る ものに限 る。)	申請 に係 る戸 数が 4 戸 以下 のも の 1 件 につ き	102,000 円
		申請 に係 る戸 数が 5 戸 以上 15 戸 以下 のも の	117,000 円

	1 件 につ き	
	申請 に係 る戸 数が 16 戸 以上 のも の 1 件 につ き	169,000 円
(6)共同 住宅等で あって、 共用部分 の設計 1 次エネル ギー消費 量を算出 するもの (省令第 1 条第 1 項第 2 号 イ(2)及 び同号ロ (2)に定 める基準 による認 定に係る ものを除 く。)	申請 に係 る戸 数が 4 戸 以下 のも の 1 件 につ き	237,000 円
	申請 に係 る戸 数が 5 戸 以上 15 戸 以下 のも の 1 件 につ き	269,000 円
	申請 に係 る戸 数が 16 戸 以上 のも の 1 件 につ き	363,000 円

	につき	
(7)共同住宅等であって、共用部分の設計1次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	58,000円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき	76,000円
	申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき	127,000円
(8)共同住宅等であって、共用部分の設計1次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第	申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき	129,000円

		1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。)	申請に係る戸数が 5 戸以上 15 戸以下のも の 1 件 につ き	161,000 円
			申請に係る戸数が 16 戸以上のも の 1 件 につ き	255,000 円
	備考			
	1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ(1)又は(2)に定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ(5)から(8)までのいずれかに定める額を合算した額とする。			
	2 (1)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。			
	ア 300 m ² 未満のもの 88,000 円			

				イ 300 m ² 以上のもの 113,000 円
			3 (2)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。	
			ア 300 m ² 未満のもの 163,000 円	
			イ 300 m ² 以上のもの 218,000 円	
			4 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。	
			ア 200 m ² 未満のもの 16,000 円	
			イ 200 m ² 以上のもの 17,000 円	
			5 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。	
			ア 200 m ² 未満のもの 34,000 円	
			イ 200 m ² 以上のもの 38,000 円	
			6 (5)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。	

			ア 4戸以下のもの 92,000 円
			イ 5戸以上 15戸以下のもの 97,000 円
			ウ 16戸以上のもの 124,000 円
			7 (6)に係る申請書に、登録住宅 性能評価機関が作成した適合証又 は市長が別に定める書類の添付が ある場合の手数料の金額は、次に 掲げる申請に係る戸数の区分に応 じ、それぞれ次に定める額を前記 の手数料の金額から減じた金額と する。
			ア 4戸以下のもの 227,000 円
			イ 5戸以上 15戸以下のもの 249,000 円
			ウ 16戸以上のもの 318,000 円
			8 (7)に係る申請書に、登録住宅 性能評価機関が作成した適合証又 は市長が別に定める書類の添付が ある場合の手数料の金額は、次に 掲げる申請に係る戸数の区分に応 じ、それぞれ次に定める額を前記 の手数料の金額から減じた金額と する。
			ア 4戸以下のもの 48,000 円
			イ 5戸以上 15戸以下のもの 56,000 円
			ウ 16戸以上のもの 82,000 円
			9 (8)に係る申請書に、登録住宅 性能評価機関が作成した適合証又 は市長が別に定める書類の添付が ある場合の手数料の金額は、次に 掲げる申請に係る戸数の区分に応 じ、それぞれ次に定める額を前記 の手数料の金額から減じた金額と する。
			ア 4戸以下のもの 119,000 円
			イ 5戸以上 15戸以下のもの 141,000 円
			ウ 16戸以上のもの 210,000 円

		<u>10 1 の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2 又は 3 の例により算定した額と 6 から 9 までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。</u>
--	--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26 年長門市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件） 第 7 条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、<u>児童福祉事業</u>に熱意のある者であって、できる限り<u>児童福祉事業</u>の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 （職員） 第 10 条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から起算して 2 年を経過する日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧	本則 （放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件） 第 7 条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、<u>相談援助業務</u>に熱意のある者であって、できる限り<u>相談援助業務</u>の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 （職員） 第 10 条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事 _____ _____が行う研修を修了したもの _____ _____でなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧

中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業等」という。）であって、2 年以上<u>児童福祉事業</u>に従事したもの (4) (略) (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>） (6)～(10) (略) 4・5 (略)	中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業等」という。）であって、2 年以上<u>相談援助業務</u>に従事したもの (4) (略) (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 _____ _____ _____ (6)～(10) (略) 4・5 (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年長門市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 8 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第 2 節 人員に関する基準 (従業者の員数) 第 151 条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	本則 第 8 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第 2 節 人員に関する基準 (従業者の員数) 第 151 条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士______又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17（略）	14～17（略）
----------	----------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

長門市立学校条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市立学校条例の一部を改正する条例

長門市立学校条例（平成 17 年長門市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

別表長門市立通小学校の項及び長門市立神田小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

令和7年2月14日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

長門市水道給水条例（平成 17 年長門市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則	本則
第7章 布設工事監督者等 (布設工事監督者の資格)	第7章 布設工事監督者等 (布設工事監督者の資格)
第45条 法第12条第2項に規定する 条例で定める布設工事監督者が有す べき資格は、次のとおりとする。	第45条 法第12条第2項に規定する 条例で定める布設工事監督者が有す べき資格は、次のとおりとする。
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の <u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、 <u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、 <u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、 <u>2年</u>	(3) 学校教育法による短期大学_____ _____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校_____ _____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____ _____, <u>5年</u>

6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業生にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において、第 1 号から第 6 号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第

以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(新設)

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校
において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(新設)

(5) 10 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であつて、学校教育法に規定する大学院の研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生については 1 年以上、第 2 号の卒業生については 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2

二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(削る)

(削る)

(水道技術管理者の資格)

第46条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職

次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の工事に
関する講習の課程を修了した者

(10) その他市長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6箇月以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第46条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

大学前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については3年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後

、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後

、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者にあっては7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それ

該各号の<u>学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) (略) (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者</u>であって、<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (削る)	それ当該各号の<u>卒業者</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) (略) (7) <u>その他市長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者</u> (新設) 2 <u>簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長門市水道給水条例第46条第1項第6号の規定する講習を修了している者については、この条例による改

正後の同号に規定する者とみなす。

議案第 27 号

長門市消防機関設置条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市消防機関設置条例の一部を改正する条例

長門市消防機関設置条例（平成 17 年長門市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行																		
本則 (消防署の名称、位置及び管轄区域) 第 4 条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。	本則 (消防署の名称、位置及び管轄区域) 第 4 条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>長門市西消防署</td><td>長門市油谷河原 566 番地 7</td><td>日置及び油谷の区域一円</td></tr></table>	名称	位置	管轄区域	(略)			長門市西消防署	長門市油谷河原 566 番地 7	日置及び油谷の区域一円	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>長門市西消防署</td><td>長門市油谷河原 1056 番 3</td><td>日置及び油谷の区域一円</td></tr></table>	名称	位置	管轄区域	(略)			長門市西消防署	長門市油谷河原 1056 番 3	日置及び油谷の区域一円
名称	位置	管轄区域																	
(略)																			
長門市西消防署	長門市油谷河原 566 番地 7	日置及び油谷の区域一円																	
名称	位置	管轄区域																	
(略)																			
長門市西消防署	長門市油谷河原 1056 番 3	日置及び油谷の区域一円																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 28 号

長門市草地条例を廃止する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市草地条例を廃止する条例

長門市草地条例（平成 17 年長門市条例第 124 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、次の路線を廃止することについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

路線名	廃止路線		摘要
	起点	終点	
漁港南 1 号線	仙崎字漁港南	仙崎字漁港南	
漁港南 2 号線	仙崎字漁港南	仙崎字漁港南	

議案第 30 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日限り田布施・平生水道企業団を脱退させ、並びに令和 7 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 6 号に規定する事務を共同処理する団体に下関市を加え、同条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及び同条第 9 号に規定する事務を共同処理する団体に山口市を加え、並びにこれに伴い同組合規約を以下のとおり変更することについて地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組合規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「、田布施・平生水道企業団」を削る。
別表第 2 の 6 の項中「宇部市」を「下関市（別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。）、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の 8 の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団（別表第 4 に規定する事務に限る。）」を加え、同表の 9 の項中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表の 11 の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 3 中
「

団体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員
	2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

を

「

団体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

」

に改める。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 第 3 条第 8 号に規定する事務のうち対象とする事務（第 3 条関係）

団体	対象とする事務
柳井地域広域水道 企業団	地方公務員法第 3 章第 6 節の 2 に規定する退職管理に関する事務

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 倉本優善
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 32 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 緒方栄作
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 33 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 石本 徹
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 34 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 入江佳江
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 35 号

長門市教育委員会教育長の任命について

長門市教育委員会教育長に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 伊藤充哉
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 36 号

長門市教育委員会委員の任命について

長門市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 阿波ひろみ
- 3 生年月日 [REDACTED]